

資源・ごみ集積所の設置及び収集開始に関する事務取扱要綱

20葛環清第242号
平成20年8月1日
環境部長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（平成12年葛飾区規則第32号）第2条の2の規定に基づき、資源・ごみ集積所（以下「集積所」という。）の設置及び収集開始に関し、必要な事項を定めるものとする。

(集積所設置基準)

第2条 区民は、次の各号に掲げる事項を満たす場合に限り、次条に定める集積所の設置に係る現場確認の申出をすることができる。

- (1) 2棟以上（集合住宅にあつては1棟以上）で共同利用するとき。ただし、事業系一般廃棄物にかかる集積所については、この限りでない。
- (2) 集積所の設置場所が道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないとき。

(集積所設置場所の現場確認の申出)

第3条 集積所を設置しようとする区民の代表者（以下「設置代表者」という。）は、当該集積所を利用予定の区民の協議に基づき、集積所の位置を定めなければならない。

2 設置代表者は、前項の集積所が前条各号の規定に適合するか否かについて、清掃事務所長（以下「所長」という。）に現場確認の申し出をしなければならない。

3 設置代表者は、前項の申し出を行うに当たり、当該集積所での資源・ごみの収集・運搬作業（以下「収集作業」という。）を行うため、清掃車両が私道又は敷地（以下「私道等」という。）を通行する必要がある場合は、あらかじめ当該私道等の所有者及び権利関係を有する者から当該私道等に係る清掃車両の通行の承諾を得なければならない。

(集積所設置場所の現場確認)

第4条 所長は、前条第2項の申し出を受けたときは、当該集積所が第2条各号の規定に適合するか否かを確認し、設置代表者にその結果を通知しなければならない。

2 所長は、前項の確認の結果、当該集積所が第2条各号の規定に適合しないと認めるときは、集積所の設置場所の位置について設置代表者に指導することができる。

第5条 設置代表者は、前条第1項に基づき第2条各号の規定に適合する旨の通知を受けたときは、所長に資源・ごみ収集開始依頼届（第1号様式。以下「収集開始届」という。）を提出しなければならない。

2 設置代表者は、第3条第3項に定める承諾を得ているときは、収集開始届の提出に合わせて当該私道等の清掃車両の通行を承諾する旨の清掃車両通行承諾書（第2号様式。以下「承諾書」という。）を提出しなければならない。

(標識の設置)

第6条 所長は、前条の収集開始届を受理したときは、当該集積所に規則第2条の2第2項に定める標識を設置するものとする。

(マンション等集合住宅の場合)

第7条 マンション等集合住宅（以下「集合住宅」という。）に集積所を設置しようとする

ときは、次の各号に掲げる集合住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者が第3条第2項に定める現場確認の申し出、第5条第1項に定める収集開始届及び第5条第2項に定める承諾書の提出を行うことができる。

- (1) 賃貸住宅 所有者又は所有者の委託を受け、当該賃貸住宅を管理する者
- (2) 分譲住宅 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合
（集積所設置場所の特例）

第8条 平成20年12月15日現在において、既に葛飾区長（以下「区長」という。）が葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成11年葛飾区条例第39号）第2条第2項第5号に規定する家庭廃棄物等（以下単に「家庭廃棄物等」という。）の収集を行うために家庭廃棄物等が排出されていた場所であり、かつ、既に区長が家庭廃棄物等の収集を行っていた場所（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準（平成12年4月1日付け12葛環リ第65号）又はクリーンアップ収集作業実施基準（平成12年4月1日付け12葛環リ第76号）の規定により設置された場所は除く。以下同じ。）のうち、平成21年3月10日現在において、区長が家庭廃棄物等の収集を行うために家庭廃棄物等が排出されている場所であり、かつ、区長が家庭廃棄物等の収集を行っている場所は、第4条の規定により第2条各号の規定に適合する旨を確認した場所とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にすでに私道等内に集積所を設置し、当該私道等の所有者及び権利関係を有する者から清掃車両が当該私道等内を通行することについての承諾を得て、収集作業を行っている場合は、この要綱の規定による承諾書の提出があったものとみなす。

付 則

この要綱は、平成20年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。